

議 第 7 2 号

交流プラザ設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

本市交流プラザ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
下記のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）9 月 5 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市交流プラザ設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

新潟県柏崎市交流プラザ設置及び管理に関する条例（平成 12 年条
例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び別表第 2」を「、別表第 2 及び別表第 3」に
改める。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 5 条関係）

その他設備使用料

設備名	使用区分		
	午前	午後	夜間
	午前 9 時から正午 まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
冷蔵庫（倉庫 102）	円 80	円 100	円 100

温蔵庫（倉庫102）	960	1,280	1,280
------------	-----	-------	-------

備考

- 1 二以上の使用区分を連続して使用する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
 - (1) 午前9時から午後5時まで 午前及び午後の欄の額にそれぞれ該当する次項から第4項まで及び第6項の規定を適用した後の額を合算した額
 - (2) 午後1時から午後10時まで 午後及び夜間の欄の額にそれぞれ該当する次項から第4項まで及び第6項の規定を適用した後の額を合算した額
 - (3) 午前9時から午後10時まで 午前、午後及び夜間の欄の額にそれぞれ該当する次項から第4項まで及び第6項の規定を適用した後の額を合算した額
- 2 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が使用する場合は、設備の使用料は、定額を10割増とするほか、次項、第4項及び第6項の規定を適用する。
- 3 入場料を徴収する映画、演劇、演芸、演奏その他これらに類するものの使用又は商品の販売にあつては、設備の使用料は定額の10割増とする。ただし、入場料（入場料その他これに類する料金を徴収するものを含む。）が2,000円以下の場合は、設備の使用料は、定額の5割増とする。
- 4 業務上の利用又は広告、宣伝、展示その他これらに類するものであつて将来に利便を得ようとして使用するものと認めるときは、設備の使用料は定額の5割増とする。
- 5 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合であっても、時間割計算は行わない。
- 6 あらかじめ許可した使用時間を超過して使用する場合は、当該超過に係る使用料は、1時間につき、設備の使用料の時間割計算による額の2割増相当の額を徴収する。この場合において、当該超過使用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

新潟県柏崎市交流プラザ設置及び管理に関する条例（平成12年12月11日条例第53号）

改正後		改正前																			
<p>(使用料)</p> <p>第5条 使用者は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる金額（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第3 (第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">その他設備使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th colspan="3">使用区分</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前9時から正午まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後6時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫（倉庫102）</td> <td>円 80</td> <td>円 100</td> <td>円 100</td> </tr> <tr> <td>温蔵庫（倉庫102）</td> <td>円 960</td> <td>円 1,280</td> <td>円 1,280</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 二以上の使用区分を連続して使用する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 午前9時から午後5時まで 午前及び午後の欄の額にそれぞれ該当する次項から第4項まで及び第6項の規定を適用した後の額を合算した額</p> <p>(2) 午後1時から午後10時まで 午後及び夜間の欄の額にそれぞれ該当する次項から第4項まで及び第6項の規定を適用した後の額を合算した額</p> <p>(3) 午前9時から午後10時まで 午前、午後及び夜間の欄の額にそれぞれ該当する次項から第4項まで及び第6項の規定を適用した後の額を合算した額</p> <p>2 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が使用する場合は、設備の使用料</p>		設備名	使用区分			午前	午後	夜間		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	冷蔵庫（倉庫102）	円 80	円 100	円 100	温蔵庫（倉庫102）	円 960	円 1,280	円 1,280	<p>(使用料)</p> <p>第5条 使用者は、別表第1及び別表第2に掲げる金額（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
設備名	使用区分																				
	午前	午後	夜間																		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで																		
冷蔵庫（倉庫102）	円 80	円 100	円 100																		
温蔵庫（倉庫102）	円 960	円 1,280	円 1,280																		

改正後	改正前
<p>は、定額を10割増とするほか、次項、第4項及び第6項の規定を適用する。</p> <p>3 <u>入場料を徴収する映画、演劇、演芸、演奏その他これらに類するものの使用又は商品の販売にあつては、設備の使用料は定額の10割増とする。ただし、入場料（入場料その他これに類する料金を徴収するものを含む。）が2,000円以下の場合の設備の使用料は、定額の5割増とする。</u></p> <p>4 <u>業務上の利用又は広告、宣伝、展示その他これらに類するものであつて将来に利便を得ようとして使用するものと認めるときは、設備の使用料は定額の5割増とする。</u></p> <p>5 <u>使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合であつても、時間割計算は行わない。</u></p> <p>6 <u>あらかじめ許可した使用時間を超過して使用する場合の当該超過に係る使用料は、1時間につき、設備の使用料の時間割計算による額の2割増相当の額を徴収する。この場合において、当該超過使用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。</u></p>	